

データ利活用の促進に向けた制度の構築について

平成29年7月27日

経済産業省 知的財産政策室

1. 背景

産業構造審議会・知的財産分科会・営業秘密の保護・活用に関する小委員会では、第四次産業革命を視野に入れた不正競争防止法に関する検討を行い、本年5月に中間とりまとめを公表した。

中間とりまとめにおいては、第四次産業革命を背景に、データの更なる利活用を推進するためには、安心してデータのやり取りができ、データの収集・分析・管理等に対する投資に見合った適正な対価を得ることができる環境整備のための制度構築が必要であり、具体的な制度の構築にあたっては、データを活用した企業活動を萎縮させることのないよう、データに物権的な権利を設定する法的アプローチではなく、不正な行為を規制する形式での法制化を検討するとの方向性が示された。

具体的には、悪質性の高い行為によるデータを取得する行為等を不正競争防止法における不正競争行為として新たに規定し、差止請求などの民事的な救済措置が可能となるように（刑事措置については、引き続き検討）することとされた。

2. 議論頂きたい事項

制度の導入の目的は、データの収集・分析・管理等に対する投資に見合った適正な対価を得ることのできる環境を整備することである。データ提供者は、確実な対価の回収を行うため、データの提供にあたっては、アクセスを管理・制限するための技術的な管理を行っているといっているところ。これらのアクセス管理等の技術的な管理を回避・無効化する等の悪質性の高い行為によって、不当にデータを取得する等の行為は、データ提供者の投資回収機会を奪う不正な行為であり、中間とりまとめで示された差止請求を認めるに値する悪質な行為といえる。

一方で、データ利用者としても、アクセス管理等の技術的な管理が施されたデータについては、外形的にデータ提供者の管理の意思が明確であり、自身が正当に取得できるものなのかどうかの認識ができるため、当該規制が導入されたとしても、データ利用を萎縮させることはないと考えられる。

こうしたことを踏まえて、1) 行為規制を規定する前提となるデータの要件、2) 不正な行為として規制対象とする行為、について、ご検討をいただく。

1) 行為規制を規定する前提となるデータの要件【第1回に議論】

2) において、規制対象となる行為を検討する前提として、保護の対象とすべきデータについて、その要件について検討する。

管理性

利用者がデータ提供者の管理の意思を認識できること、データ提供者による自助努力がなされていることなどの観点から、行為規制の前提となる要件として、アクセス管理等の技術的な管理が施されていることが必要となると考える。

有用性（保護利益の観点）

の管理性の要件として、投資回収を確実にするためにデータ提供者による自助努力がなされていることを前提とするのであれば、「投資の有無」を要件とせず、投資の多寡などについては、損害賠償の額（有無も含め）に反映されると考える。

また、有用性の検討にあたっては、保護対象とすべきではない（適用除外）ものを規定する観点からの検討を行う。

その他の論点

2) 不正な行為として規制対象とする行為【第2回に議論】

アクセス管理等の技術的な管理を回避・無効化する等の悪質性の高い行為によって、不当にデータを取得する等の行為などについて、具体的行為を検討する。

管理を回避・無効化する等の悪質性の高い行為による取得

の行為により取得したデータの使用

の行為により取得したデータの提供

図利加害の目的で、正当に取得したデータを不当に使用 / 提供

不正な行為が介在したことを知っての当該データの取得 / 使用 / 提供

・ 善意・無重過失で取得したデータに関して、取得後に不正な行為が介在したことを知っての当該データの使用 / 提供

等

以上の点について、2回に分けて検討を行う。